

5 NFの懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン

NFは、日々多くのステークホルダー(利害関係者)との間の利害を調整し、各種の決定、懲罰処分等を繰り返して、運営を行っています。このようなNFの決定等に対しては、その判断の正当性を巡って紛争が生じることも想定されますが、スポーツ活動に対する国民的な関心が高まりつつある現代社会においては、このような紛争を上下関係や一方的に対処するのではなく、ルールを決めて迅速かつ適正に解決することは、スポーツ界の健全な発展を図るためには欠かすことはできません。上下関係や一方的な対処は、次世代の意欲を減退させ、当該スポーツの将来に暗い影を落とし、スポーツのイメージを毀損し、スポーツが普及・振興し、競技力を向上させていくことに大きなマイナスが生じることになります。

NFにおける懲罰、紛争解決の場面としては、

- ① トラブルを発生させた加盟団体や登録者に対してNF自身が懲罰等不利益処分を裁定する場面¹⁰³
- ② 加盟団体、登録者相互間の契約上や金銭的トラブルを裁定する場面¹⁰⁴
- ③ 代表選考等のNFの決定、①や②に対する裁定に関する不服申立てに対してその是非を判断する場面¹⁰⁵

の3つの場面があります。

スポーツ基本法第5条第2項では、「スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。」と定められています。上記のような3つの場面も事業活動の一場面であることから、透明性の確保と遵守すべき基準の作成を求められています。

また、同第5条第3項でも、「スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。」と定められ、特に紛争解決の場面について、迅速性と適正性が求められています。その上で、同第15条においては、「国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図ら

¹⁰³ JSAA-AP-2003-001号仲裁事案(ウェイトリフティング)<http://www.jsaa.jp/award/2003-001.html>、JSAA-AP-2014-003号仲裁事案(テコンドー)<http://www.jsaa.jp/award/AP-2014-003.html>等。

¹⁰⁴ 平成23年3月30日名古屋高等裁判所判決LLI/DB判例秘書登載(ラグビー)

¹⁰⁵ JSAA-AP-2011-003号仲裁事案(ボート)<http://www.jsaa.jp/award/AP-2011-003.html>、JSAA-AP-2013-004号仲裁事案(水球)<http://www.jsaa.jp/award/AP-2013-003.html>等。

れるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。」と定められています。

懲罰処分や紛争を適正に解決するためには、NF の自主的判断を尊重しながらも、法の支配を及ぼすという観点から、司法的解決を図るという視点が重要です。

しかし、現在の裁判実務においては、NF の各種の決定等を巡る紛争は、必ずしも「法律上の争訟」(裁判所法第 3 条)とは取り扱われない可能性があること¹⁰⁶、仮に審理の対象とされたとしても審理に長期間を要し、実効的な紛争解決につながらない可能性が高いなど、通常裁判を利用することは、スポーツ紛争の特殊性を踏まえた適正な解決を期待しえない現状があります。

このような現状を踏まえれば、NF 内部の懲罰手続、紛争処理手続を整備し、スポーツ仲裁制度¹⁰⁷を活用することが、スポーツ紛争を迅速かつ適正に解決するためには重要です。

日本体育協会加盟団体規程¹⁰⁸第 12 条第 4 項では、「加盟・準加盟団体は、スポーツに関する紛争について、公平で透明性のある手続によって解決するものとし、解決に向けて適切に対応しなければならない。」と定められており、NF には、総論的に加盟団体に対して紛争解決手続を具体的に定めるべき義務が課せられています。

ここでは、NF の懲罰制度、紛争解決制度の整備について解説を行います。既に公表されている文部科学省の「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議」におけるスポーツ団体処分手続モデル規程(試案)¹⁰⁹等を参考にしつつ、専門家の力を借りながら、懲罰制度、紛争解決制度の整備を進めていくことは重要です。

¹⁰⁶ 東京地方裁判所平成 4 年 6 月 4 日判決 <http://www.jsaa.jp/materials/TokyoH4.6.4.pdf>、東京地方裁判所平成 22 年 12 月 1 日判決 <http://www.jsaa.jp/materials/TokyoH22.12.1.pdf>

¹⁰⁷ <http://www.jsaa.jp/sportsrule/arbitration/index.html>

¹⁰⁸ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation001.pdf>

¹⁰⁹

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/020/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/01/17/1343415_01.pdf(※協力者会議報告書 28 ページ参照)

(1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築(6項目)

- a NFの懲罰制度、紛争解決制度(不服申立制度を含む)が規定され、規定に従って実施されていること

【解説】

◆ 求められる理由 ～懲罰制度、紛争解決制度の整備

NF 運営の過程において、何らかの不測の理由で紛争が発生した場合に、これをできる限り早期に、ステークホルダー(利害関係者)の権利利益にも配慮して懲罰処分を行ったり、公正な解決を図ることは、スポーツ界における法の支配を実現するという観点から極めて重要です。

前述の3つの場面、すなわち、

- ① トラブルを発生させた加盟団体や登録者に対して NF 自身が懲罰等不利益処分を裁定する場面
- ② 加盟団体、登録者相互間の契約上や金銭的トラブルを裁定する場面
- ③ 代表選考等の NF の決定、①や②に対する裁定に関する不服申立てに対してその是非を判断する場面

においては、このようなスポーツ基本法第5条第2項、第3項の趣旨を受け、かかる要請に応じて公正な解決を図るためには、NF 内で懲罰制度、紛争解決制度が整備されていなければなりません。

懲罰制度、紛争解決制度が整備されていることや、整備されたこれらの制度が十分に機能していることは、NF のガバナンスの適正さを評価する上で非常に重要な指標となります。

◆ ポイント ～適正手続

特定のスポーツにおける、代表選考や懲罰処分等を独占的に統括している NF においては、国民に適正手続を要請する憲法第 31 条や公平な裁判を受ける権利を与える憲法第 32 条の趣旨を可及的に充足すべく、懲罰制度や紛争解決制度を整備することが求められます。

その際、NF による各種権限の行使は、公権力の行使に類似する性質を有していることから、これらの権限に関する懲罰制度や紛争解決制度を定めるに際しては、行政手続における不利益処分について定めた行政手続法や、不服申立手続を定めて権利保障を図った行政不服審査法の規定による異議申立手続や審査申立手続等の不服申立手続、さらには行政事件訴訟法等を参考としつつ、NF における懲罰制度や紛争解決制度が定められていることが必要です。

① 懲罰制度や紛争解決制度を規定する

懲罰処分や、紛争解決を図る上では、NF の自主的な規律維持とステークホルダー(利害関係者)の権利利益の性質に応じた懲罰機関や紛争解決機関の設置と手続規程の整備が必要になります。

そこで、当該 NF の実情に照らして、独立・中立かつ専門性を有する懲罰機関や紛争解決機関(裁定委員会、倫理委員会等)を NF 内の定款や諸規則において具体的に定め、さらに、これらの機関の手続が定められていることが必要になります。

加えて、これらの手続における独立性・公正性を確保するために配慮が必要であることについては次の項目で解説します。

② 規定に従って実施されていること

NF 内の諸規則において懲罰制度や紛争解決制度が定められているにもかかわらず、個別の紛争が手続によらない形で解決されている場合には、解決内容の公正性や終局性が担保されず、一見解決されたかのように見える問題が再燃することもあります。また、定められた制度が実効性のないものであり、具体的に発生した紛争にフィットしない制度である可能性も高いでしょう。

規定に従って懲罰制度紛争解決制度が実施されていること、翻って言えば、定められた制度によらない形でこれらの制度が運営されている事態が生じていないことは、当該 NF のガバナンスが機能していることを図る指標となります。

【具体的な実践例】

- 「スポーツ団体処分手続モデル規程」¹¹⁰においては、第 3 編において懲罰手続が定められており、とりわけ第 13 条以下では懲罰手続を主宰する委員会の設置や構成について、第 18 条以下では、事実調査について、第 22 条以下では懲罰審査について、第 32 条では不服申立てについて定められています。
- 公益財団法人日本学生野球協会が定めた日本学生野球憲章¹¹¹(以下「学生野球憲章」という。)第 31 条では、公益財団法人日本学生野球協会内が行う団体内の懲罰手続が定められています。また、同第 32 条第 1 項では、公益財団法人日本学生野球協会の加盟団体である各学生野球団体の懲罰に対しては、公益財団法人日本学生野球協会が不服申立機関となることが定められています。
- 公益財団法人日本サッカー協会が定めた基本規程(以下「JFA 基本規程¹¹²」という。)第 36 条以下では、同協会内の懲罰機関や紛争処理機関として規律委員会、裁定委員会が一次的な懲罰機関として設置され、これらの委員会やその他懲罰権を委任された都道府県サッカー協会等による懲罰に対して、不服申立委員会が不服申立機関となることが定められています。

¹¹⁰

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/020/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/01/17/1343415_01.pdf

¹¹¹ <http://www.jhbf.or.jp/rule/charter/index.html>

¹¹² <https://www.jfa.or.jp/jfa/rules/download/kitei.pdf>

□ b 懲罰機関や紛争解決機関が、独立・中立であり、専門性を有すること

【解説】

◆ 求められる理由 ～適正な懲罰機関や紛争解決機関とは

前述の通り、NF が自主的に懲罰処分を行ったり、紛争解決を図ることを求められる場面は、主として

- ① トラブルを発生させた加盟団体や登録者に対して NF 自身が懲罰等の不利益処分を裁定する場面
- ② 加盟団体、登録者相互間の契約上や金銭的トラブルを裁定する場面
- ③ 代表選考等の NF の決定、①や②に対する裁定に関する不服申立てに対してその是非を判断する場面

に区別することができ、その形態に応じて、それぞれに懲罰機関や紛争解決機関が設置されていなければなりません。

そして、いずれの機関においても、手続の主宰者が、紛争に対して利害関係を持たない独立・公平な第三者であることや、紛争解決の専門的な知見を有する者であることが求められます。

◆ ポイント

① 独立・中立

まず確保されなければならないのは、懲罰機関や紛争解決機関が、当事者から独立して公正中立な判断を行えるものでなければならない、ということです¹¹³。当事者と深い関わりを有しているような場合には、外形的に判断の中立性を確保することが難しいといわざるを得なくなってしまう。

これらの機関の構成基準や方法が公正な基準で定められていることは、懲罰手続や紛争解決手続の実効性に関わるという意味で、ガバナンスを図る指標となります。

② 専門性

また、懲罰制度や紛争解決制度を実効的に機能させるためには、事案の実態や特性に対する深い理解と適正な懲罰又は紛争解決に求められる理論的かつ実践的なノウハウを備えた者がこれらの手続を主宰する必要があります。

③ 相談窓口 ～利用しやすい紛争解決機関

スポーツ界における紛争は、スポーツ界における縦社会的構造や閉鎖的構造を背景として、紛争自体は存在するにもかかわらず、これが顕在化せず、未解決のまま放置される傾向があります。NF が統括団体としての役割を果たす上で、一定の権限を独占する必要性が認められる状況において、潜在する紛争情報をできるだけ早期にかつ効率的に把握することは、紛争の拡大を防止するためにも、また、有効な再発防止策を検討するためにも、極めて重要です。

そのために、紛争状態に陥り、又は陥りつつある当事者が事前相談を受けることができる窓口を設け、裁断型の懲罰機関又は紛争解決機関との連携を図ることが望ましいでしょう。

具体的には、相談窓口を利用してもらえるかは、いかに、利用者にとって負荷の少ない利用方法を定めるかにかかっています。例えば、相談対象者、相談受付時間、相談対象曜日が限定的であればあるほど、利用者にとっては利用しにくい、という帰結となります¹¹⁴。相談

¹¹³ この点、スポーツ仲裁規則第20条第1項は、「仲裁人は、独立して、公正かつ迅速に事案の処理にあたらなければならない」ことを定めている。

¹¹⁴ 日本スポーツ仲裁機構は、現在相談日・相談時間は、「毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時まで」となっています。<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0001.html>

の実施方法としても、面会又は、電話、メール等、できるだけアクセスしやすい複数の方法を定めていることが望ましいでしょう。

相談窓口を設けるに際しては、閉鎖的な構造を持つといわれるスポーツ界において、相談内容がステークホルダー(利害関係者)に伝達されてしまい、相談者に有形無形の報復的措置による二次被害を生じさせるおそれがあり、ひいては相談窓口や紛争解決制度自身が画餅に帰するおそれもあることが自覚されなければなりません。このような二次被害を防ぐためには、まず、利用者の特定につながる情報については、相談者の意思に反して、相談内容が漏れることのないよう守秘義務を課す等、慎重な情報管理を徹底する制度設計が必要です。

また、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを禁止するとともに、相談行為を理由として相談者に対して不利益な取扱いをすること自体が、相談者のスポーツ権やプライバシー権を侵害し、紛争解決を妨げる非違行為であることを自覚した制度設計が必要でしょう。

【具体的な実践例】

- スポーツ団体処分手続モデル規程¹¹⁵

第13条において「本協会は、加盟員等の違反行為を調査し、違反行為に対する処分を決定するために」、「①事実調査委員会」と「②処分審査委員会」を設置することを規定し、同第14条において、①事実調査委員会については、2名以上で構成され、うち1名以上は第三者委員(当該協会に所属しない者)であること、②処分審査委員会については、3名以上で構成され、うち1名以上は第三者委員であることを求めることで、制度主宰者の一定の独立性を確保しようとしています。第14条において委員のうち少なくとも1名は「法律に精通した有識者」を充てることを求めて、専門性ある人材の確保をしようとしています。

同モデル第8条～第12条では、通報相談窓口の設置を求めることで紛争解決制度を利用しやすいものになっています。その際、第11条では通報窓口担当者に対して厳重な守秘義務が課され、第12条では通報相談窓口を利用したことを理由として利用者に対する不利益な取扱いが行われることを明示的に禁止しています。

- 公益財団法人日本サッカー協会基本規程¹¹⁶

第36条において、懲罰規程及びこれに付随する諸規程に対する違反行為に対する懲罰を決定するための司法機関として「規律委員会」、「裁定委員会」、「不服申立委員会」を設置することを定めています。具体的には、規律委員会は、競技及び競技会における諸規程に対する違反行為に対する調査・審議・懲罰を決定する機関(JFA基本規程第37条第1項)、裁定委員会は、競技及び競技会以外における諸規程に対する違反行為に対する調査・審議・懲罰を決定する機関(JFA基本規程第38条第1項)、不服申立委員会は、規律委員会・裁定委員会及び懲罰権を委任された傘下の組織やJリーグの規律委員会において決せられた懲罰に対する不服を審議し、新たに決定を行う機関(JFA基

¹¹⁵

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/020/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/01/17/1343415_01.pdf

¹¹⁶ <https://www.jfa.or.jp/jfa/rules/download/kitei.pdf>

本規程第 39 条)として所管事項が分掌されています。なお、裁定委員会は、当事者の申出に基づく和解あっせん手続を所管することも定められています。

また、規律委員会の構成については、JFA 基本規程第 37 条の 2 第 2 項で「委員長は法律家(弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授、准教授又はそれに準ずる者)でなければならない。」と規定し、同条第 5 項で「委員長及び委員は、本協会の理事会、専門委員会、裁定委員会、不服申立委員会及び事務局において理事、委員その他役職員等の地位を兼ねることができない。」と規定し、裁定委員会に関しても同様の規定を設けて(JFA 基本規程第 38 条の 2 第 2 項、同条第 5 項)、委員長及び委員の専門性、独立性や中立公平性を確保するとともに、JFA 基本規程第 40 条で決定の第三者からの独立性を明記しています。

- 公益財団法人日本学生野球協会日本学生野球憲章¹¹⁷

第 31 条第 1 項は「日本学生野球協会は、独立、公正、中立な組織である審査室をして処分に関して審査決定を行わせる。」と定め、「審査室の設置・運営に関する規則¹¹⁸」第 1 条第 3 項では「審査員はこの法人の理事、監事、評議員を兼ねることはできない。」と定めて、審査室の独立性、中立性及び公平性を確保しています。

また、「審査室の設置・運営に関する規則」第 1 条第 2 項において、「審査員は、理事会でこれを選任する。」と定めているところ、当該規程の運用に当たっては、大学野球元指導者 1 名、大学教員(法学部)2 名、元教員・元教育行政職員 3 名、元報道関係者 1 名、実務法律家 1 名の 8 名で構成する旨の選任基準を用い、法曹関係者を関与させていません。

¹¹⁷ <http://www.jhbf.or.jp/rule/charter/index.html>

¹¹⁸ http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/shinsashitsu_rule.pdf

- c 懲罰手続や紛争解決手続が、当事者に十分な手続保障がなされ、迅速性が担保されていること

【解説】

◆ 求められる理由 ～手続の適正さ

NF は、公益性あるスポーツ競技を独占的に統括する団体として、NF の決定を受けた者や被処分者への手続保障に十分配慮した制度が整備されていることが求められます。

前述の3つの懲罰、紛争解決の場面、

- ① トラブルを発生させた加盟団体や登録者に対して NF 自身が懲罰等の不利益処分を裁定する場面
- ② 加盟団体、登録者相互間の契約上や金銭的トラブルを裁定する場面
- ③ 代表選考等の NF の決定、①や②に対する裁定に関する不服申立てに対してその是非を判断する場面

について、懲罰手続や紛争解決手続が、内容的に見ても、当事者の手続保障が十分に果たされているかという点は、NF のこれらの手続の整備状況を図る上で、非常に重要な指標となります。

この点、行政機関が行政処分を行うに際しては、被処分者に対して、聴聞や弁明の機会を付与し(行政手続法第13条)、処分の理由を明示する等、処分手続に従って処分を行わなければならない(行政手続法第14条)、また、あらかじめ処分基準を定める努力義務が定められています(行政手続法第12条)。行政手続に関するこれらの規定の趣旨は、NF の各種決定や懲罰処分手続を定めるに際しても、大いに参考にされなければなりません¹¹⁹。懲罰制度や紛争解決制度が明記されていたとしても、手続の具体的なプロセスにおいて、判断の偏向や不公正が疑われるような場合には、最終判断に対する信頼性は大きく揺らぎ、公正な解決は確保できません。

¹¹⁹ この点、日本スポーツ仲裁機構の JSAA-AP-2003-001 号仲裁事案(ウェイトリフティング)仲裁判断において、仲裁パネルは、行政手続法の諸規則の考え方が、「本件処分のような決定に対しても適用されることを妨げるものではない」として、行政手続法の諸規則の考え方、NF による処分に対して適用されることを認めています。

◆ ポイント

特に問題となる場面として、NF が何らかの懲罰を出す場面（前述の①や③の場面）がありますが、これに対しても、憲法第 31 条や憲法第 32 条、行政不服審査法等の趣旨に添って、公正な不服申立手続として独立で中立公平な判断者による判断が確保されていなければなりません。

① 懲罰基準の明確化

懲罰を行うに際しては、いかなる事情を考慮要素として、いかなる内容の懲罰（質と量）を加えることができるのか、あらかじめ一定の基準として明確に定められていなければなりません。懲罰基準が明確に定められていない場合には、判断者の独断によって恣意的で不公平な懲罰が行われる可能性があるからです。

NF がその構成員に対して行う懲罰を有効とするためには、例えば、以下の事項を満たすこと等が求められます。

(1) 平等取扱いの原則

違反行為の内容や程度が同じ場合には、それに対する懲罰の種類や程度も同じでなければなりません。

(2) 相当性の原則

違反内容と懲罰内容が均衡していることが必要となります。懲罰にも段階があるので、違反行為の程度がそれぞれの懲罰を行うに値するものでなくてはなりません。

② 手続保障(聴聞や弁明の機会の付与)の重要性

手続が明記されていたとしても、当事者が申立ての内容について十分に論証する機会が与えられない場合には、不服の内容が十分に審理されていない可能性を否定できず、最終判断の信頼性が大きく損なわれてしまいます。

その意味では、不服申立ての当事者(不利益を受けたと主張する者)からの非公開による意見聴取と証拠提出機会の確保、対立当事者からの意見聴取や証拠提出機会の確保は、最低限の手続として確保されていなければなりません。

また、事情聴取に際しては、NFと競技者等が置かれている立場が、構造的に対等でないし対称性を有しないことに十分配慮し、懲罰手続や紛争解決手続における意見の表明それ自体によって競技者等が不利益を被ることのないような措置が講じられなければなりません。

③ 審理の迅速さとのバランス

スポーツに関わる紛争は、解決時期が遅れば、それ自体で実効性が失われるという性質を有する利益が係争の対象になることが多い上、審理期間の長期化は、経済的能力に劣る当事者に過度の負担を課すことにもなります。

紛争の性質にかんがみて、処理期間に一定の努力目標を定めること等で、内部的な紛争処理が余りに長期にわたることが防止されなければなりません。

【具体的な実践例】

- スポーツ団体処分手続モデル規程¹²⁰第3条では違反行為が定められており、同第4条では取り得る懲罰の種類が定められるとともに、同第5条では懲罰が中立・公平かつ迅速に行われることが求められています。
- 日本体育協会は、同協会公認スポーツ指導者懲罰基準を定めており、さらに具体的な考慮事情を別表にまとめています¹²¹。
- 公益財団法人日本サッカー協会は、①懲罰の場面に関し、JFA基本規程¹²²12章「懲罰」の規定の中で懲罰の種類を明記し、別途定められた懲罰規程において被懲罰者への弁明の機会付与等の具体的な手続や処分基準を定めています。また、②関係者間の民事的な権利関係の紛争に関しては、和解あっせんに関する規則によって具体的な手続を定めるとともに、裁定委員会の所管としています。さらに③不服申立ての審理に際しては、懲罰規程の中で申立対象事項や手続について具体的に定めています。
- 公益財団法人日本学生野球協会は、学生野球憲章¹²³第31条第3項では、「処分対象者は、弁明し、弁明を証明するための証拠を提出する機会が与えられるなど、自己の権利を守るための適正な手続が保障される。」と規定して弁明の機会が付与されています。さらに、学生野球憲章第31条第2項では、「処分対象となった学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員及び学生野球団体の役員は、迅速な手続を保障される。」と明記され、迅速な手続の実現にも配慮がなされています。

¹²⁰

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/020/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/01/17/1343415_01.pdf

¹²¹ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun_beppyoun.pdf

¹²² <https://www.jfa.or.jp/jfa/rules/download/kitei.pdf>

¹²³ <http://www.jhbf.or.jp/rule/charter/index.html>

- d 懲罰手続、紛争解決制度の規定整備、実施に当たって、法律の専門家からサポートを受けていること

【解説】

◆ 求められる理由 ～専門的ノウハウ活用の必要性

スポーツ基本法第15条は、「国は、…スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、…紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。」と定めています。この規定は、直接的には、国に対して、スポーツ団体における懲罰手続や紛争解決手続に対する理解増進のための施策の実施を求める内容ですが、スポーツ団体に対しても、団体内外における懲罰制度や紛争解決制度の重要性に対する理解増進が、国家的に推進されている現状にあることを自覚的に理解し、その実践に向けた人材を確保することが望まれています。

また、整備された諸規則も、日々刻々と変化する社会情勢に臨機応変に対応して、法的観点から点検が加えられ、必要に応じて変更されることが望ましいでしょう。また、実際に個別具体的な懲罰や紛争解決は、法的な手続運用の専門的ノウハウに基づき適時に適切な判断と行動を積み重ねていくことで実践されることが望ましいです。

そこで、諸規則の整備や運用においては、同種の懲罰や紛争解決の知識や経験を有する法律専門家による支援を受けて実践されることが望ましいでしょう。

◆ ポイント ～スポーツ事案における懲罰や紛争解決の専門家

スポーツ事案における懲罰制度や紛争解決制度は、日本において歴史が長い制度ではなく、専門家もまだまだ多くありません。そこで、これらの制度整備及び実施に当たっては、他のスポーツ団体の懲罰機関や紛争解決機関に関与したことがある専門家等、経験のある専門家にサポートを仰ぐことが望まれます。

また、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)は、平成15年の設立以来、スポーツ界に発生する特有の紛争を多数扱ってきており¹²⁴、日本において、最もスポーツ紛争解決のノウハウが蓄積されています。事務局スタッフに弁護士もおり、このようなノウハウを活用するに越したことはなく、各NFが日本スポーツ仲裁機構にこのような相談を行うことも重要でしょう。

¹²⁴ 仲裁判断集 <http://www.jsaa.jp/award/index.html>

【具体的な実践例】

- 諸規則の整備及び定期的な点検に際しては、顧問弁護士やスポーツ法の専門家による相談窓口等の活用が行われていることが望ましいでしょう。このような諸規則の整備等を目的とした専門家の配置については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの toto 助成による、NF のガバナンス強化支援事業¹²⁵をうまく利用することも重要です。

¹²⁵ <http://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei////tabid/82/Default.aspx>

- e NF における全ての懲罰や紛争について、第一審手続、不服申立手続のどちらかで、日本スポーツ仲裁機構を利用できるよう、自動応諾条項等を定めていること

【解説】

◆ 求められる理由 ～日本スポーツ仲裁機構(JSAA)の仲裁制度への接続

スポーツ基本法第 15 条は、「国は、…スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援…その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講じるものとする。」と規定しているところ、スポーツ紛争の適正な解決のためには、NF の外部に仲裁手続や調停機関が設けられ、最終的には仲裁や調停等の司法的な手続を利用して解決が図られるべきであると理解されています。

NF 内の懲罰機関や紛争解決機関で最終判断が示された場合においても、その性質上、直ちに絶対的な終局性を与えられるものではありません。NF の決定や懲罰処分の性質にかんがみれば、最終的には、裁判所又は準司法的機関における審理可能性が残されていることを自覚されなければなりません。

一方で、当該スポーツ紛争が、裁判所における司法判断による解決が理論的には可能である場合であっても、一般的には審理期間や審理手続の硬直性からスポーツ事案の解決には必ずしも適していないことが多いでしょう。このような NF の決定等の特殊性にかんがみれば、中立性及び公正性が確保された外部的司法機関における仲裁制度の利用可能性が確保されていることが必要です。

この点、日本においては、日本スポーツ仲裁機構がスポーツ仲裁制度を設けています。日本オリンピック委員会加盟団体規程第 7 条(5)においては、「公益財団法人日本スポーツ仲裁機構…の定める規則に基づく仲裁申立に対して、これに応じる旨の決定をし、これを公表すること。」に対して取り組まなければならないと明記されています。

したがって、前述の懲罰制度や紛争解決制度の適正さを担保するため、当該仲裁制度を利用して解決される道が用意されていなければなりません。

◆ ポイント

① NFにおける全ての懲罰や紛争

NFが運営において、処理を求められる懲罰や紛争解決の場面としては、前述のように、

- (1) トラブルを発生させた加盟団体や登録者に対してNF自身が懲罰等不利益処分を裁定する場面
- (2) 加盟団体、登録者相互間の契約上や金銭的トラブルを裁定する場面
- (3) 代表選考等のNFの決定、①や②に対する裁定に関する不服申立てに対してその是非を判断する場面

が考えられます。

(1)の場面について、懲罰手続や不利益処分自身をスポーツ仲裁機関に委ねる制度作りも検討の余地があるものの、そのためには日本では日本スポーツ仲裁機構において新たな仲裁規則が必要です。しかし、現時点ではこれに該当する規則が存在しないため、仲裁機関を利用することはできません。

(2)の場面については、日本スポーツ仲裁機構が定めた「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」に基づく仲裁が利用可能です。

(3)の場面については、日本スポーツ仲裁機構が定めた「スポーツ仲裁規則」に基づく仲裁が利用可能です。

② 自動応諾条項 ～仲裁制度の利用の事前合意

仲裁とは、当事者間の私的な紛争解決制度であるため、仲裁手続を利用するためには、当事者間で仲裁手続を利用することについての合意が必要となります。

紛争状態に陥った後に個別的に仲裁合意を成立させることも理論的には可能ですが、個別的な合意を成立させる旨の意思決定を行うこと自体に一定の時間を要することにより紛争解決が遅延する上、NF側に何らかの不備があると自覚される場合、翻って言えば申立側の救済の必要性が高いと考えられる事案であればあるほど、紛争が発生した後に個別の仲裁合意を成立させることにはNF内での抵抗感も生じがちで、これによって紛争が解決未了のまま放置される事態も想起されます。

そこで、適正なNF運営が実践されるためには、事前に仲裁に応じる旨の規定(自動応諾条項)を採択しておくことが重要です。

その際、事前合意(日本スポーツ仲裁機構へ不服申立てが可能である)対象事項については、不利益処分に対する不服申立てに限定することなく、より広く、代表選考等の NF の決定を対象をも含めておくことも強く望まれます。

③ 申立期間について

仲裁申立てにおいては、NF の決定や懲罰処分を受けた日から申立てまでの期限を設けることも一定の合理性があります¹²⁶。

もともと、日本スポーツ仲裁機構における不服申立期間(スポーツ仲裁規則第13条第1項)を下回るような短期間で申立権を消滅させるような規定は、合理性がなく無効であると判断される可能性が高く、この点をめぐって別途紛争となるおそれがあること等から避けられるべきでしょう。

¹²⁶ 公益財団法人日本卓球連盟は、「スポーツ仲裁規則」に関する理事会決定通達において、「競技者が上記1-1の本会決定に関して、仲裁の申立てを行う場合、その申立ては、決定の日あるいは処分等の通達受領の日から2週間以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない」等と、申立てまでの期限を短く定めています(<http://www.jtta.or.jp/handbook/kitei/kyogisya.html>)

【具体的な実践例】

- スポーツ団体処分手続モデル規程の第32条は、「登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して理事会の行った処分決定の取消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。」と規定しています。このように簡明でありながら具体的な合意を読み取れる条項を採用することが好ましいでしょう。

他方で、例えば、「処分に不服がある場合には、仲裁手続で解決できるものとする。」等、申立機関を明記しない仲裁条項は、スポーツ仲裁機構における仲裁に服する旨の合意が認められるか疑義を生じかねません。また、「処分(ただし、選手選考等の決定を除く)に不服がある場合には、…」等と限定し、選手選考等の決定等のNFの決定に対する不服をスポーツ仲裁による解決から除外することになるので、十分ではありません。なお、団体の組織内部機関での不服審査の前置を要求する場合には、費用負担や審理期間の負担等からスポーツ仲裁での解決が事実上無益にならないよう配慮した規定が必要です。

日本スポーツ仲裁機構においては、一般的に、各スポーツ団体に対し、下記文言での自動応諾条項の採択を告知しています。

「〇〇〇のする決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』にしたがってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。」
(注: 〇〇〇部分には団体名)

- 公益財団法人日本スケート連盟は、細則第 36 条において、日本スポーツ仲裁規則で争う決定、処分を例示しつつ、広く日本スポーツ仲裁機構におけるスポーツ仲裁を認めています。

細則第 36 条「本連盟における競技会への参加資格、代表競技者の選定、ドーピング検査結果に基づく処分などスケート競技またはその運営に関して、本連盟またはその機関の決定に対して競技者またはその競技者の所属する団体が不服申立をした場合は、日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』にしたがって行う仲裁により解決されるものとする。」¹²⁷

- 公益社団法人日本ライフル射撃協会は、倫理規程において、「処分の通知に対して不服ある場合は、日本スポーツ仲裁機構の仲裁によって解決されることを可としています。当事者から日本スポーツ仲裁機構への不服の申し立ては、前条通知後、1 ヶ月内に行われなければならない。」と定めており¹²⁸、当該規定をみるに、代表選考に関する決定等は、自動応諾条項の範囲から除かれているものと解され、かつ、不服申立期間を「通知後 1 ヶ月」に制限しています。
- 公益社団法人日本ボート協会は、裁定委員会規定¹²⁹を定め、第 20 条において裁定前置主義の規定を置き、「前条第 2 項のとおり、決定等について仲裁機構に仲裁の申立をするためには、裁定委員会による裁定手続を経なければならない。」と定めており、NF 内部における裁定に不服がある場合について、日本スポーツ仲裁機構に申立てができるとしています。
- その他、日本スポーツ仲裁機構のウェブサイトでは、自動応諾条項を採択している団体名称及び当該団体の自動応諾条項を公開しています¹³⁰。

¹²⁷ <http://skatingjapan.or.jp/images/jsf/file/03saisoku.pdf>

¹²⁸ http://www.riflesports.jp/nraj/committee/somu/rinri_kitei.pdf

¹²⁹ http://www.jara.or.jp/jara/arbitration1_20130123.pdf

¹³⁰ <http://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.html>

- f NFの懲罰制度や紛争解決制度に関する規程がNFのウェブサイト等で公開されていること

【解説】

◆ 求められる理由 ～制度へのアクセス機会の確保

スポーツ基本法第5条第2項において、「スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図る…よう努めるものとする。」と定められていることから、NFが定めた諸規則を周知して透明性を高めることが求められています。上記懲罰制度や紛争解決制度について、そもそも当事者がこれらの手続の整備状況を容易に認識できない状況にあれば、整備された手続へのアクセスは非常に困難なものになってしまうため、あらかじめ手続規程を周知することが必要です。

この点、現代社会においては、各NFにおいてウェブサイト等を整備することが比較的安価かつ容易な方法であると考えられることから、ウェブサイト等を利用してこれらの手続に関する情報が公開されることが重要です。

なお、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁への自動応諾条項が採択された場合には、同機構への情報提供、自動応諾条項が変更された場合の随時通知を行うことも必要でしょう。

◆ ポイント ～手続規程のウェブサイト等での公開

各NFのウェブサイト等上の閲覧しやすい箇所に、上記懲罰や紛争解決に関する手続規程（スポーツ仲裁機構への仲裁合意を含む。）を掲示するとともに、変更に応じて適宜更新することが必要です。

また、相談窓口等を設置している場合には、そのバナー等をウェブサイト等のトップページに表示していることが望ましいでしょう¹³¹。

¹³¹ 公益財団法人日本スケート連盟は、バナーによる相談窓口の告知を実践している (<http://skatingjapan.or.jp/>)

【具体的な実践例】

- 日本スポーツ仲裁機構のウェブサイト¹³²では、仲裁規則等の諸規則を掲載しています。申立ての検討を要する手続利用者にとって、手続規程へのアクセスが保障される環境が整備されています。
その際、手続の種類ごとに関係規則を分類して掲載されていることは、手続利用者の利用の便宜を図り、アクセス可能性を充実させるという意味でも、手続運営側のスムーズな運営を図る上でも重要です。
- 公益財団法人日本サッカー協会¹³³や各種NFのウェブサイトにおいては、定款等の基本的な規約のみならず、登録等に関する規程や競技規則、懲罰規程等、関連事項ごとに網羅的にウェブサイトからアクセスできる状態になっています。懲罰規則¹³⁴と和解あっせん規則¹³⁵をあえて基本規程から外し、別に規則を作成、ウェブサイトに掲載していることは非常にユーザビリティが高いといえます。

¹³² <http://www.jsaa.jp/>

¹³³ <http://www.jfa.jp/documents/#1>

¹³⁴ <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/08.pdf>

¹³⁵ <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/03.pdf>